

# ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する FAQ



Q1 ジェネリック医薬品って、どんな薬なの。



A1 ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（以下、「新薬」）の特許がきれた後に販売される医薬品で、新薬と同等の有効成分、効能・効果を持った安価な医薬品です。



Q2 効き目や安全性は、どうなっているの。



A2 新薬とジェネリック医薬品は、全く同じ薬ではなく、形や色、味などが異なりますが、ジェネリック医薬品は、国の厳格な審査を受け、新薬と効き目や安全性が同等であると厚生労働大臣の承認を受けたものです。



Q3 なぜ、ジェネリック医薬品は安いのか。



A3 新薬は長い期間をかけて開発され、開発費が高額となっているのに対し、特許が切れた後に製造されるジェネリック医薬品は短い期間で開発でき、開発費が安く抑えられるため、ほとんどが低価格となっています。新薬と比べ3割以上、なかには5割以上安くなる薬もあります。



Q4 ジェネリック医薬品に切り替えると、どれだけ安くなるの。



A4 金額については、各個人ごとに異なりますので、詳しくは薬局等へご相談いただくこととなりますが、高知県後期高齢者医療広域連合からは、新薬をお使いで、一定の条件に該当する方々に対して、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代がどれだけ安くなるかを記載した差額通知を送付していますので、ジェネリック医薬品への切り替えをお考えいただく際の参考として、ご活用ください。



Q5 私の場合は、ジェネリック医薬品に切り替えたとしても、自己負担額は、少しの金額しか安くないけど、それでも切り替えた方がいいの。



A5

ジェネリック医薬品への切り替えについては、かかりつけの医師や薬剤師にご相談いただいた上で、お考えいただきたいと思いますが、後期高齢者の医療費は全国的にも年々増加していきまして、特に高知県の後期高齢者の1人当たり平均の年間の医療費は、113万7千円（平成26年度実績）で、全国第2位の高医療県となっています。

医療機関を受診された際の自己負担額は、医療費の1割負担もしくは3割負担ですので、ジェネリック医薬品への切り替えにより、自己負担額での差額以上の、医療費の抑制ができることとなります。

また、被保険者の多くの皆様にご協力いただければ、それだけ抑制の効果も大きくなります。

このため、必要な医療は受けていただきながら、医療費の増加を抑制していく方法の一つとして、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいるところですので、ご理解とご協力をお願いいたします。



Q6 現在、ジェネリック医薬品は、どれくらい使われているの。



A6

厚生労働省が公表しています、後期高齢者医療以外も含めた医療保険全体を集計した統計資料では、ジェネリック医薬品の使用割合は、全国平均で61.5%です。（平成28年1月の薬剤数量による割合）

高知県では55.2%で、47都道府県中の順位は45位と、全国的に見て低い割合となっています。

国としては、平成29年度に使用割合を70%以上を目指し、平成30年度から平成32年度末までのなるべく早い時期に80%以上とする目標を掲げていますので、国をはじめ、全国でジェネリック医薬品の使用促進の取り組みが行われているところです。



Q7 今後も医療費が増えていくと、どうなるの。



A7

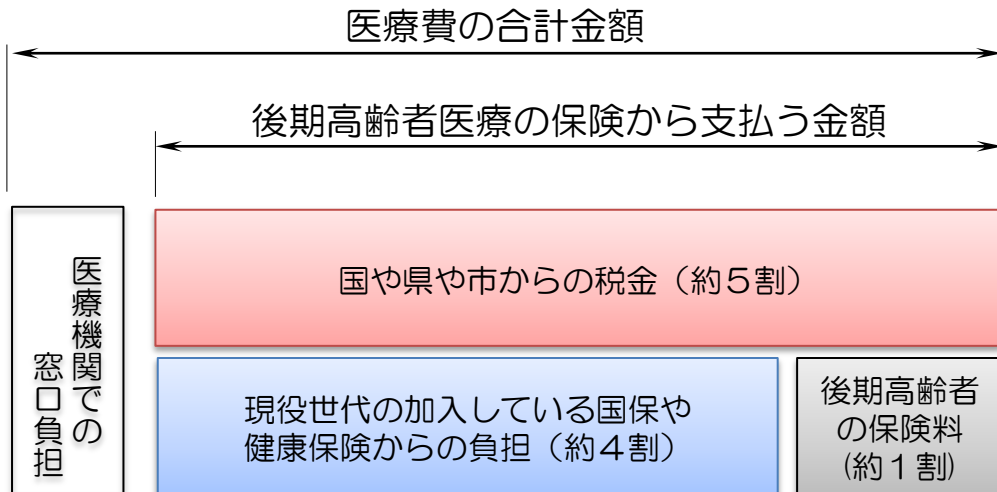
後期高齢者医療制度の運営の仕組みとして、医療費の全額から自己負担額を除いた金額を、後期高齢者医療が医療給付費として医療機関へお支払いしています。

この医療給付費を賄うための収入として、そのうち約5割は国や県や市の税金を使って、補助金や負担金が交付されています。あとの約4割は、国保や被用者保険の保険料の一部から支援金が交付されています。

そして、あとの残り約1割について、後期高齢者医療の保険料として、被保険者の皆様にご負担いただいています。

このため、医療費が増えていけば、それに合わせて、後期高齢者の保険料も引き上げざるを得ない仕組みとなっています。また、保険料以外で負担されている費用についても同様に、負担が増えていくことになります。

そのため、医療費が増え続ければ、医療保険制度の安定的な運営が困難となることも想定されますので、医療費の抑制への取り組みが重要となっています。





Q8 価格の安いジェネリック医薬品よりも、新薬を使いたいので、自己負担額や保険料が高くても、切り替えたくない。



A8

ジェネリック医薬品は、国の厳格な審査を受け、新薬と効き目や安全性が同等であると厚生労働省の承認を受けたものですが、形や色、味などが異なる場合もありますので、かかりつけの医師や薬剤師に十分にご相談いただいた上で、問題がなければ、切り替えをお考えいただきたいと思います。

各個人の状況によっては、ジェネリック医薬品に切り替えても、お薬代があまり安くない場合もあるかと思いますが、少しでも皆様にご協力いただくことで、全体の医療費削減の効果が期待できますし、今後の医療保険制度を安定的に運営していくためにも必要な取り組みですので、ご理解とご協力をお願いいたします。



Q9 ジェネリック医薬品による治療を希望するときは、どうすればいいの。



A9

処方せんの変更不可覧に「✓」や「×」の記載と医師の署名又は記名・押印がない場合は、医師や薬剤師と相談のうえ、患者自身がジェネリック医薬品か新薬かを選択できるようになっています。

主治医の先生または薬剤師に「ジェネリック医薬品を希望する」意思をお伝えいただくだけでかまいません。

また、高知県後期高齢者医療広域連合が発行のジェネリック医薬品のリーフレットに添付しています、医師や薬剤師に希望の意思を伝える「ジェネリック医薬品希望カード」をご利用頂くと便利です。